訂正特定証券情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当J-Adviserの名称】

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

【担当J-Adviserの財務状況が公表 されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【有価証券の種類】

【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【安定操作に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

訂正特定証券情報

2025年5月29日

琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社

(RYUKYU ASTEEDA Sports Club Co., Ltd.)

代表取締役会長兼社長 早川 周作

沖縄県中頭郡中城村字南上原1112番地1

(098) 851-8701 (代表)

取締役CFO管理本部長 田野口 浩太

フィリップ証券株式会社

代表取締役社長 永堀 真

東京都中央区日本橋兜町4番2号

https://www.phillip.co.jp/

(03) 3666-2321

普通株式

62,500,000円

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりであり

ます。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋兜町7番1号

該当事項はありません

琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社

https://www.ryukyuasteeda.jp/

株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、特定証券情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第二部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 特定証券情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、特定証券情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の33において準用する法第21条第1項第1号及び法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、特定証券情報の内容(特定証券情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

1【訂正特定証券情報の公表理由】

2025年5月23日付で公表いたしました特定証券情報のうち「第一部【証券情報】」の第3【第三者割当の場合の特記事項】の記載内容の一部を訂正するため、訂正特定証券情報を公表するものデアあります。

2【訂正事項】

(1) 割当予定先の概要の記載の表の一部

第一部【証券情報】

- 第3【第三者割当の場合の特記事項】
 - 1【割当予定先の状況】(1)割当予定先の概要

3【訂正事項】

訂正箇所は______ 罫で示しております。

<訂正前>

(1) 割当予定先の概要

②個人の割当予定先

名	称	国見 健介
所 在	地	東京都新宿区
職業の内容		会社役員

<訂正後>

(1) 割当予定先の概要

②個人の割当予定先

	名		称	国見 健介		
ſ	所	在	地	東京都 <u>目黒</u> 区		
ſ	職	業の片	了容	会社役員		